令和５年度　助成金・表彰等情報一覧

公開	分野	助成金名	助成団体名	対象となる事業	対象となる団体	助成額	応募締切
R5年 3月	高齢者 地域共生	第40回　老後を豊かにするボランティア活動資金助成事業	公益財団法人 みずほ教育福祉財団	高齢者を主な対象として活動するボランティアグループ及び地域共生社会の実現につながる活動を行っている高齢者中心ボランティアグループに対し、利他性を有する活動にて継続的に使用する用具・機器類の取得資金を助成する。	地域において、助成の趣旨に沿った活動を行っている、個人が任意で参加する比較的小規模なボランティアグループで、次の要件を満たすもの。 ①グループメンバー：10人～50人程度　②グループ結成以来の活動期間：満3年以上　③本助成を過去3年以内に受けていないこと④グループの組織・運営に関する規約、年度毎の活動報告書類及び会計報告書類が整備され、規約に定めるグループ名義の金融機関口座を保有していること。	１団体10万円上限（110団体程度を予定）	令和5年 5/19（金） 必着
R5年 3月	高齢者 配食	第21回　配食用小型電気自動車寄贈事業	公益財団法人 みずほ教育福祉財団	高齢者を対象とした福祉活動を支援するため、みずほフィナンシャルグループ役職員からの募金を主な原資として、高齢者向けに配食サービスを行っている民間団体に対し、配食用小型電気自動車（愛称：みずほ号）の寄贈を行います。	以下の４つの条件を満たす団体。 （1）高齢者を主な対象とし、原則として、1年以上継続して、週1回以上、調理・家庭への配食・友愛サービスを一貫して行っていること。 （2）法人・任意団体を問わず、非営利の民間団体であること。ただし、実施している給配食サービスがすべて行政等からの受託である団体の場合は、当該部門の営業利益が黒字ではないこと。 （3）現在の活動を継続するにあたって、配食用の車両が不足しており、本寄贈によって運営の円滑化が見込まれること。 （4）本寄贈を過去６年以内（平成30年以降）受けていないこと。	1団体につき、配食用小型電気自動車1台（14団体を予定）	令和5年 6/9(金) 必着
R5年 3月	地域活動 高齢者	2023年度 地域福祉チャレンジ活動助成	公益財団法人 日本生命財団 （ニッセイ財団）	地域包括ケアシステムの展開、そして深化につながる5つのテーマのいずれかに該当するチャレンジ活動（「新規の活動」または「現在実践している活動の新たなステージへの展開」） ①福祉施設や福祉・介護・保健・リハビリテーション専門職と地域住民の協働によるインフォーマルなサービスづくりへ向けてのチャレンジ活動 ②認知症(若年性認知症を含む)の人、家族と地域住民がともに行う安心、安全に暮らせる地域づくりへ向けてのチャレンジ活動 (本財団恒久分野) ③人生の看取りまで含む生活支援につながる実践へ向けてのチャレンジ活動（日常生活支援、身元保証、死後対応等） ④高齢単身者、家族介護者を含めた複合的な生活課題に対する(家族への)支援につながる実践へ向けてのチャレンジ活動 ⑤高齢者、障がい者、子ども等全世代交流型の活動・就労の機会提供、社会参加づくりへ向けてのチャレンジ活動	活動実績のある以下の団体 ①助成テーマにチャレンジする意欲がある団体 ②他の団体・機関、住民組織等と協働で活動する団体	最大400万円（1年最大200万円） 3団体程度	令和5年 5/31（水） 消印有効
R5年 3月	地域課題 社会課題	令和5年度 いばらきテーマ型募金	社会福祉法人 茨城県共同募金会	茨城県共同募金会は、地域課題や社会課題解決に取り組む団体の活動を財政面から支援することを目的に、共同募金運動の期間拡大を活用したテーマ型募金を実施します。 公的制度では解決できない具体的な地域課題・社会課題の解決に取り組む以下の活動が対象。 ①生活困窮者への支援活動　②社会復帰を支援する活動　③虐待防止活動、虐待を受けている人への保護活動　④自殺予防活動　⑤難病者への支援活動　⑥犯罪被害者・家族への支援活動 ⑦障害者の地域移行を支援する活動　⑧地域で孤立しないための活動、孤立した人への支援活動 ⑨生活課題を抱える人たちを支援する活動　⑩その他、福祉に係る地域課題・社会課題の解決に取り組む活動	社会福祉を目的とする事業を実施し、下記要件を満たしている団体とします。なお、複数の団体が連名で参加することも可。 （１） 団体の所在地及び活動範囲が茨城県内であること。 （２） ５人以上の会員で組織し、団体としての活動実績が１年以上であること。 （３） 法人格の有無は問わないが、団体の規約、活動計画、予算、活動報告、決算等が整備されていて、かつ公開できること。 （４） 政治活動・宗教活動を主な目的とした団体でないこと。 （５） 共同募金の一環として、広く募金を呼びかけることができること。	原則として団体に寄せられた募金の全額を助成額とします。また、各団体への募金額は本会予算 の範囲内で金額を加算し助成します。	令和5年 6/10（金） 必着

令和５年度　助成金・表彰等情報一覧

公開	分野	助成金名	助成団体名	対象となる事業	対象となる団体	助成額	応募締切
R5年 4月	地域交流 防災防犯	令和5年度 地域福祉特別助成	社会福祉法人 茨城県共同募金会	【特別助成A】主として地域住民の連携や交流等を目的として行われる福祉活動や啓発事業。・交流大会の開催（福祉大会を含む）・高齢者サロンの開催 ・関係者のネットワークづくり事業 ・相談事業や福祉人材育成等を目的とした研修会 【特別助成B】地域の防災、防犯対策を促進するための事業活動 （助成事業例） ・防災倉庫の整備や防災備品の購入や防災訓練の実施 ・防犯活動に必要な物品の購入や研修の実施	県内に所在し、県民を対象として下記の対象事業を行う社会福祉法人、NPO法人、自治会、ボランティアグループ、任意団体等。ただし、申請時に活動を開始してから概ね1年以上を経過している団体とします。	【特別助成A】 事業費の80％以内で30万円以内 【特別助成B】 事業費の70％以内で25万円以内 ※助成総額は700万円を予定	令和5年 12/8(金) まで
R5年 ４月	地域課題 ボランティア	令和5年度 茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金	茨城県社会福祉協議会	令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間に実施する、地域課題の解決に取り組む事業や、新型コロナウイルス感染症対策や生活困窮者の支援、及び生活課題・福祉課題の解決に取り組む事業に対し、必要な費用を助成します（期間内に終了する事業が対象です）。 （１）活動助成コース： 申請事業実施に係る会場費や消耗品等の費用助成。 ※活動助成コースの購入単価は、１点３万円未満とします。 （２）物品購入助成コース：申請事業実施に必要な物品を購入するための費用。 ※物品購入費用のみを対象とします。※活動の実施に不可欠なものを対象とし、汎用性のある物品（パソコン、プリンター等）は事業内容との関連性を精査します。※１点３万円以上の購入物品は、助成後５年間の転売及び廃棄は認められません。	県内に所在し、県民を対象とした地域福祉活動を行うボランティアグループ・ＮＰＯ法人・任意団体等。 ただし、以下の団体については、対象外とします。 ・営利を目的とする団体 ・社会福祉法人や支部（地区）社協 ・前年度、この助成金を受けた団体	１団体につき50万円以内（総額400万円） ※申請事業に係る費用のうち、自主財源等の負担が１割以上あることが条件。	令和5年 5/19（金） 当日消印有効
R5年 6月	地域交流 サロン	令和5年度 はんどちゃんネットワーク運動サロン活動助成金	茨城県社会福祉協議会	新型コロナウイルス感染症が落ち着いた今、サロン活動を再開したいと考えている個人・団体、サロン活動にオンラインを活用した活動をとりいれる個人・団体を応援するため、助成を行います。 [助成内容] ①サロン立ち上げ・再開助成金　②オンラインを導入するサロン立ち上げ・拡大助成金	茨城県内において、ボランティア、町内会・自治会、当事者組織、地区社協等地域の社会資源（人とのつながりや知識・経験、設備や資金など）を活用しながらサロン活動に取り組む、茨城県に拠点を有する団体、または茨城県在住の個人。	①サロン立ち上げ・再開助成金…5万円以内 ②オンラインを導入するサロン立ち上げ・拡大助成金…５万円以内	令和5年 7/31（月） 17時まで
R5年 7月	環境美化	令和5年度 花いっぱい運動定着化促進事業	チャレンジいばらき県民運動	環境美化意識や自然を愛する感性を育むとともに，花壇づくりをとおした地域コミュニティの再生・活性化を図るため，花いっぱい運動に継続して取り組んでいる，または取り組もうとしている各種団体・学校に対して支援を行い，この運動がさらに定着し，発展していくきっかけとなることを目的に実施します。 ［助成内容］ 花いっぱい運動を継続的に進めていくための支援 〇花壇の造成費用　〇シャベル等の道具の購入費用　〇花の種・苗等の購入費用 〇その他花いっぱい運動に必要と認められる経費	花いっぱい運動に継続して取り組む意欲のある茨城県内の各種団体･学校（自治会，町内会，地域コミュニティ団体，子ども会，女性団体，高齢者クラブ等）	団体あたり５万円以内	令和5年 9/29（金） 消印有効